

# 現代ドイツ社会政策論批判の一類型 (二)

白井英之

## 一 緒言

### (一) 問題

### (二) 考察対象および考察観点

## 二 社会政策批判と社会政策の実相

### (一) クロンベルガー・クライスの基本的立場

### (二) 社会政策の実相

## 三 社会政策批判から社会政策学批判へ

### (一) エンゲルス

### (二) シュテュツェル

### (三) グートヴスキ

## 四 展望——ランペルトの反批判によせて——

### (一) ランペルトの反批判

### (二) 展望

## 現代ドイツ社会政策論批判の一類型 (二)

(以上本号)

(以上『成城大学経済研究』第二二五号)

三 社会政策批判から社会政策学批判へ

(一) エンゲルス

すでに前に見たように、「クライス」によって提起された社会政策的問題をとらえる中心的視角とは、社会政策領域、とりわけ社会保障領域における組織の拡大化傾向（「官僚制化」）とそれに伴う市場経済機能の縮小への危惧であった。「クライス」のメンバーでこれらの問題をもっとも早くから論じていたのは、エンゲルスであったが、彼は一九八五年に、自身のそれまでの議論を包括した著作を、フランクフルト経済政策研究所の出版物として世に問うことになった。副題に「福祉国家批判、社会秩序の理論、社会的市場経済のユートピア」と付した『自由、平等、友愛を超えて』がそれである。<sup>(1)</sup>

本書は、①現在のドイツ福祉国家の実態を批判的に検討した上で、②それと対峙する「最小国家 Minimalstaat」<sup>(2)</sup>を想定した場合の問題点を指摘することで、対案としての「自由主義的社会国家 liberaler Sozialstaat」を提唱する。さらに、③かかる国家の、財政をも含めた形での社会政策の制度的基礎を提案しつつも、④その限界と理念的な位置づけを確認する、という構成をとっている。そのなかでも①については、すでにエンゲルスが七九年に発表した小著の内容をほぼ包含しており、そこでの議論はすでに前節でとりあげた「クライス」の社会政策批判と一致する。つまり、「官僚制化」による再分配システムの不合理性、社会保険の濫用の現状、補助金助成、等の社会政策的諸施策はいずれも市場経済の効率性と資源の最適配分の見地から批判されるのである。ただ八五年の本書では、これらに加えて労働領域の問題にまでかかる見地を適用していることは注目されるべきであろう。とい

うのもこの時点までのエンゲルスの労働領域における社会政策批判は、少なくとも彼の社会政策に関する単著を見るかぎり、独立した形ではとりあげられておらず、せいぜいのところ労働市場が一般の商品に関する経済理論とは異なった特殊性を有することを指摘し、市場のいわゆる「秩序的な思考」とは別な思考をもつ制度として、労働組合、賃金協約、経営協議会、労働法、社会保険、等が列挙されるにとどまっていたからである。<sup>(4)</sup> その点、本書ではかかる諸制度のなかでも、協約による賃金水準の決定やその一般拘束力宣言のあり方、賃金ドリフトによる高賃金化、企業における被用者参加の共同決定など、具体的制度への批判が明確に、しかもそれらは市場機能——エンゲルスの用語でいえば市場の「自己回復能力」——を阻害する制度という観点から把握されている。<sup>(5)</sup> つまり、前節で検討した「クライス」が批判の対象とした「社会」「保障」「ネット」や「社会的諸制度」<sup>(6)</sup>のあり方に加えて、エンゲルスは現在の労働法領域の諸制度をも経済的範疇において把握すべき点を強調したのであった。これはさきに提示した、本稿の「考察観点」からすれば、社会政策の「法制化」的観点までも「経済化」的観点に包摂する議論でもあった。

さらにエンゲルスが本書で展開した議論は、社会的目標と国家および個人との関係であった。彼にしたがえば、社会的な目標として措定されるのは、いわゆる「ゲマインヴォール Gemeinwohl」である。この「ゲマインヴォール」とは、パレート最適が実現された状態である。<sup>(7)</sup> ここでの国家は、市場のさまざまなリスクを除去することによってこれを達成するために機能する。<sup>(8)</sup> また、ここにおける個人は、国家への一方的な依存状況から脱して、個人がリスクをある程度負い、自己責任において分配にあずかる。そしてそれによって、従来から社会国家で問題となっていた再分配にかかわる「モラル・ハザード」も回避できる。<sup>(9)</sup> このように描き出された総体的

関係における国家を、エンゲルスは「自由主義的社会国家」と称し、市場機能にのみすべてを委ねてしまうようなラディカルな「最小国家」よりは理想に近いと論じた<sup>(10)</sup>。

いずれにせよ、エンゲルスによってここで提示された社会政策への視点は、労働法的規制をも含めた社会政策的諸施策を市場という経済的範疇でのみ把握しようとする視点であり、まさに社会政策の「経済学化」の典型を示すものであるといつてよいであろう<sup>(11)</sup>。しかし、かかる視点の導入を強調することは、社会政策を機能的側面からしか把握できないという限界を露呈するとともに、社会政策諸制度把握にあたっての歴史性の閉却という限界をもあらわにしていた。とくに後者の点に関して気がつくことは、エンゲルスの数多くの著作において、個々の政策の固有な展開史やその展開の因果関連などについてはほとんど言及されていないことである。

そうした意味からも、エンゲルスが社会政策領域の諸制度という意味で「社会秩序 Sozialordnung」という語を用いてつぎのように述べているのは、彼の、ひいては「クライス」の社会政策批判が、いかに狭隘な観点のみにもとづいていた特殊なものであったかということを如実にものがたっているとはいえないであろうか。「経済秩序が拡張された理論は存在する。「しかし」社会秩序の理論はない。経済秩序、すなわち市場経済は自由主義的な経済理論にもとづいているが、それに対して社会秩序は社会主義的思考にもとづいている。」<sup>(12)</sup>

(一) W. Engels, Über Freiheit, Gleichheit und Brüderlichkeit. Kritik des Wohlfahrtsstaates, Theorie der Sozialordnung und Utopie der sozialen Marktwirtschaft, Bad Homburg v. d. H. 1985.

(二) 本節本項注(10)参照。

(三) W. Engels, Eine konstruktive Kritik des Wohlfahrtsstaates, Tübingen 1979.

- (4) Ders., Einführung – Der neue Rang der Arbeit, in : ders. (Hrsg.), Neue Wege in der Arbeitswelt, Frankfurt am Main u. a. 1978, S. 9–25.
- (5) Ders., Über Freiheit, Gleichheit und Brüderlichkeit, S. 35f., 40.
- (6) 本稿第三節(一) 参照。
- (7) ユーレン語の „Gemeinwohl“ が、その語のなかにカトリック的思考がかなり強く刻印された用語であるが、この点に多少の用法から離れて用いられてはいるが、これを認むべき。この言葉がもつ多面的意味について、たとえば、Walter Kerber, Alexander Schwan u. Alexander Hollerbach, Art. Gemeinwohl, in : Görres-Gesellschaft (Hrsg.), Staatslexikon. Recht, Wirtschaft, Gesellschaft, 7., völlig neu bearbeitete Aufl., Bd. 2, Freiburg u. a. 1986, Sp. 857–863 ; Johannes Messner, Das Gemeinwohl. Idee, Wirklichkeit, Aufgaben, 2. wesentlich erweiterte Aufl., Osnabrück 1968, 3. Kap. への経済的側面をさす意味については、ebenda, S. 171–186, を参照。また近年のユーレン・カトリック社会論におけるこの語は、一九六一年教皇ヨハネ二三世の回勅 „Mater et Magistra“ 第六五パラグラフに定義が求められるのが一般的である。この点については、W. Kerber, Heimo Ertl u. Michael Hainz (Hrsg.), Katholische Gesellschaftslehre im Überblick, 100 Jahre Sozialverkündigung der Kirche, Frankfurt am Main 1991, S. 58f. を、また „Mater et Magistra“ の邦訳として、小林珍雄訳注『マーテル・マター・マギストラ——キリスト教の教えに照らしてみた社会問題の最近の発展について——』(中央出版社、一九六二年) とりわけ四二—四七ページを参照。
- (8) W. Engels, Über Freiheit, Gleichheit und Brüderlichkeit, S. 57.
- (9) Ebenda, S. 140.
- (10) Ebenda, S. 137f. 以下はエンゲルスによって提示された「最小国家」という用語は、アメリカの政治哲学者ロバート

現代ドイツ社会政策論批判の一類型 (二)

・ノージック Robert Nozick が提起した用語である。R・ノージック、嶋津 格訳『アナキー・国家・ユートピア(上)』(下)』(原題: Anarchy, State and Utopia, 1974)、木鐸社、一九八五、一九八九年。また、ノージックの「最小国家」については、社会政策との関連で論じたものとして、田端博邦「福祉国家論の現在」、前掲「転換期の福祉国家(上)」、所収、とりわけ三一ページ以下、参照。

- (11) ところでエンゲルスは、こうした発想をすでに七八年に提示していた。ヘルムート・バルとの共同論文として、七八年の『ハンブルク経済—社会政策年報』に掲載された「社会政策におけるストック経済的アプローチ」がそれである(W. Engels u. Helmut Ball, Bestandökonomische Ansätze in der Sozialpolitik, in: Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik, 23. Jahr, 1978, S. 207-219)。本論文は、つぎのような内容からして、社会政策を経済政策論に統合しようという意図のもとに著されたものとして位置づけることが許されよう。本論文においてエンゲルスらが提起したのは、社会政策をストック経済の立場から把握することであった。彼らはいく。「ストック経済的な立場がとられるとしたならば、社会政策は経済理論の中に統合される。純粋な経済的判断で社会政策の問題がとりあつかわれるのである。(ebenda, S. 208)」では、彼らのいうストック経済的把握とは具体的に何をさしていたのであろうか。エンゲルス＝バルによれば、社会保障と「所得の」再分配という「社会的なるもの das Soziale」は、「保険会社や国家によって発行される事前渡しの有価証券」として解釈される。「社会的なるもの」は「所有権が不完全で決定の可能性に限界があるという理由においてのみ、そしてそのかぎりにおいてのみ、国家によって発行(生産)されねばならないところの私的財」として把握されるのである。こうした観点から、社会政策はコスト論へと転化する。すなわち社会政策のコストは、第一に支出と収入の差額として、第二に社会政策の存続によってもたらされる行動の諸変化の経済的帰結として、測定される。第一の場合は保険運用者の調査コストと行政管理コストが、第二の場合には課税にさいしてのインセンティブ効果や「モラル・ハザード」、みずからつ

くりだすリスクなどがあるところ (ebenda, S. 214f.)。

- (2) W. Engels, *Über Freiheit, Gleichheit und Brüderlichkeit*, S. 4. 同様の趣旨が、ders., *Eine konstruktive Kritik des Wohlfahrtsstaates*, S. 61f.; „Wohlstand“, S. 55f.

(二) シュテュツェル

社会政策の「転換」を唱える代表的文献のひとつとして、ランペルトによってつねに引き合いに出される七八年のルードヴィヒ・エアハルト財団主催のシンポジウム<sup>(2)</sup>において、社会政策を批判の標的とした報告をおこなったのは、当時ザールラント大学教授であったヴォルフガング・シュテュツェル<sup>(3)</sup>である。

シンポジウムは「対症療法にかえての根本的変革」なるテーマがかかげられていた。シュテュツェルはこの「対症療法」と「根本的変革」の意味を、経済政策における政策的対応の基本的立場としてとらえ、前者が「もっとも目立つ症状を治癒する」「近視眼的―限定的」な政策的対応であるのに対し、後者は「大局的見地に立つての制度改善的」なそれであると規定したうえで、第二次大戦後西ドイツ経済の指導的理念としての社会的市場経済が含み持っていた政策的「プログラムの欠陥」を、いまやこの「根本的変革」によって矯正すべきだと主張する。彼によれば、「社会的市場経済」の名のもとでいくつかの政策が遂行されるにつれ、この「プログラムの欠陥」はより明確になってきたが、その政策とは、価格メカニズムの外部に置かれることになった「社会的なもの」を対象とした一部の政策(すなわち社会政策)である、という<sup>(4)</sup>。彼はこの点、政策の担い手の側に問題があると指摘する。すなわち、「社会的な領域で獲得されたことが実際に実現されるということ、自由経済の場

で確実なものにしようとするならば、どのような対応をとらねばならないか、ということについて、社会的諸問題解決に関心をいだく人々はあまりにも無自覚である。つまりこれらの人々は、「社会的市場経済」における「社会的」という形容部分を「市場経済」と非接合的なものとして把握しているのである、と。<sup>(5)</sup>これは、社会政策の当事者たちが有する「市場経済」認識がいかに稀薄であるかということをかかなり強い調子で批判したものであったといえる。こうした点に関するシュテュツェルの具体的な議論を以下で見よう。

シュテュツェルによれば、「市場経済」を顧みることなく実施されてきた「社会的なるもの」への政策対応とは、ある特殊な需要をみたすための価格の引き下げや賃金の割増、あるいは生産者や業者への直接の補助金であった。かかる手段の結果として生ずるのは不正受給者を生み出すようなひとつのシステムである。さらには補助金のような場合、それが業者に直接支払われる結果、そこでいわゆる「たかり屋」が現れ、補助金の恩恵を受けるべきと考えられていたひとびとにとって不利益が生ずることがある。これはエンゲルスという「モラル・ハザード」と同じ問題である。この点シュテュツェルは、とくに七三年の石油危機以後の労働市場をめぐる諸問題を引き合いに出す形で具体的に展開し、ドイツ産業にとって雇用維持のための、そして社会保障給付のための企業負担の増大、労働法で定められた諸規定（解雇予告通知や残業規制）による経営コストの上昇、さらには闇労働をしようという意欲をも失わせるほど高水準にある失業保険給付金額、などを列挙している。<sup>(6)</sup>いずれの場合も共通の問題点は、さまざまな「社会的領域」側の政策的対応の、すなわち「対症療法」たる社会政策の結果の集積として、「雇用コストが高い水準で硬直化している点である。そこから導き出される彼の提案は、市場原理に沿った形での雇用コストの適正化、企業負担が大きなウェイトをしめるような社会保障制度の改革、さらには個



人に勤勞のインセンティブをあたえるように過剰な社会給付を廃し、所得再分配、あるいは「個人間の財政的調整」の観点からいわゆる「負の所得税」を導入することであった。<sup>(7)</sup>

このように、「社会的なるもの」およびその政策的対応への不審をつのらせるシュテュツェルの基本視座は、社会政策に市場原理を導入する点におかれていることは明白であり、これは社会政策を経済政策に編入する戦略であったといつてもよいかもしれない。そしてこの戦略が打ち出されたのは、その三年後の八一年に出版された彼の啓蒙的著作<sup>(8)</sup>においてであった。シュテュツェルはシンポジウム報告で「社会政策」という語を使用することを慎重に回避しつつも、<sup>(9)</sup>そこでは社会政策そのものに対して辛辣な批判を浴びせかけたわけであるが、八一年の著作では「社会政策」という用語を用いて、同じような批判を「社会政策の罪科」として展開し、社会政策の轉換の方向について明確に提言するにいたつたのである。その方向とは「社会政策と市場とは制度的に一致せねばならない」というものであり、当面する現実の課題としてあげられたのは「好ましい社会的意図が悪しき社会的結果をもたらしてしまうような社会的市場経済から、かかる欠陥が回避されるような市場経済への」制度の「改造 [Umbau]」であった。この発想の基底にあるのは「社会的に獲得されるものは、国民経済的資源をより少なく利用する」という条件のもとで実際には達成され、維持されうる<sup>(10)</sup>という経済的効率追求の姿勢であった。

経済効率が最良の社会政策的指針になるならば、いまや社会政策は経済政策としてのみ論じることができる。すでに見たエンゲルスの議論も、こうした観点を前面に押し出していたという点では、シュテュツェルの視野を超えるものではけつしてなかった。

(一) Vgl. H. Lampert u. A. Bossert, Die Soziale Marktwirtschaft - eine theoretisch, unzulänglich fundierte

現代ドイツ社会政策論批判の二類型 (二)

現代ドイツ社会政策論批判の二類型 ①

ordnungspolitische Konzeption? in: Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik, 32. Jahr, 1987, S. 123, Anm. 1; H. Lampert, Notwendigkeit, Aufgaben und Grundzüge einer Theorie der Sozialpolitik, S. 9, Anm. 1; ders., Die Wirtschafts- und Sozialordnung der Bundesrepublik Deutschland, 11. Aufl., S. 293, Anm. 9.

- (2) Wolfgang Stützel, Sicherung der Sozialen Marktwirtschaft durch eine konsequente Ordnungspolitik, in: Ludwig-Erhard-Stiftung (Hrsg.), Fundamentalkorrektur statt Symptomtherapie. Von der Zukunft der Sozialen Marktwirtschaft, Stuttgart 1978, S. 19-38.

- (3) シュテットヘルは一九二五年生まれ。五八年よりザールラント大学正教授。六五年から六八年にかけて政府のいわゆる「五賢人委員会」(正式名称は、Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung) 委員を務めた。また、本稿第一節①で扱われたように、ヘンゲルスの師でもあった。八七年死亡。

- (4) Vgl. W. Stützel, a. a. O., S. 19f, 23-25.

- (5) Ebenda, S. 24f.

- (6) Vgl. ebenda, S. 26-34.

- (7) Vgl. ebenda, S. 34-37, なおこの点については、本稿第二節②(ウ)‘参照’。

- (8) W. Stützel, Marktpreis und Menschenwürde. Thesen zur Wirtschafts- und Bildungspolitik, Stuttgart 1981.

- (9) シュテットヘルは本報告に「ソツプ」(「社会政策 Sozialpolitik」)という語の代わりだ。「対処的政策 Maßnahmenpolitik」にか、<sup>1</sup>「社会的なものの Soziales」に代わって、<sup>2</sup>「社会的な領域 Bereich des Sozialen」に代わって「社会的諸施策 Sozialmaßnahmen」<sup>3</sup>という語を用いている (vgl. ders., Sicherung der Sozialen Marktwirtschaft durch eine konsequente Ordnungspolitik, S. 20, 26f.)。ソツプの対極にある政策、すなわち「制度改善をともなう根本

的改革」政策を「秩序政策 Ordnungspolitik」と称している (ebenda, S. 20, 23f, 37)。したがって「秩序政策」は市場原理を基本原理とする政策体系ととらえてよいであろう。なお、社会政策論において「秩序政策」という用語で語られる内容とシユテュエルのいう「秩序政策」の内容とはいくらか乖離があると思われるが、この点については注意深い検討が必要である。

(10) Ders., Marktpreis und Menschenwürde, S. 36f.

### (三) ゲートヴスキ

「クライス」の主要メンバーで、旧西ドイツ五大経済研究所のひとつであるハンブルク HWWA 経済研究所 HWWA-Institut für Wirtschaftsforschung, Hamburg 所長でもあったアルミン・ゲートヴスキ<sup>(1)</sup>が、八五年にケルンの「経済組織および競争研究所 Forschungsinstitut für Wirtschaftsverfassung und Wettbewerb e.V.」の研究集会でおこなった報告<sup>(2)</sup>は、同年発行の『ハンブルク経済—社会政策年報』に、論題と本文中の表現字句をわずかにあらためた形で、しかも本年報においては彼の妻でジャーナリストでもあるレナーテ・メルクライン Renate Merklein と共同執筆の形で、再録された<sup>(3)</sup>。ランペルトが社会政策批判にこたえる直接の契機となったのが、このゲートヴスキ夫妻による共同論文である。

ゲートヴスキ・メルクライン論文は、(旧)西ドイツにおける社会的市場経済の概念を検討することをとおし、はじめに既存の社会政策論における問題構成のあり方、あるいは概念の規定への疑義を提示する<sup>(4)</sup>。つぎに、それに代わる市場経済機能の観点からの問題構成が提案され、社会政策の経済学化を提唱する<sup>(5)</sup>。そして、経済学

化された社会政策理論の観点に立って、現在の「氾濫」する「労働—社会領域の諸政策」を市場原理に適合するように改革すべし、との提案をおこなう、という構成をとっている。とりわけ最後の論点は、すでにこれまでにもとりあげた「クライス」、エンゲルス、シュテュツェルの議論の繰り返しであるので、以下では第一と第二の論点を中心にとりあげることしよう。

グートヴスキ＝メルクラインが提示した第一および第二の論点は、社会政策そのもの、さらにはその学問的性  
格への不信感をあらわにしたものであり、こうした点の表明は、これまでにとりあげた論者とはいくらか異なっている。グートヴスキ＝メルクラインの社会政策への基本的認識はつぎのような四つの観点から述べられている。

①労働—社会領域の問題は国家歳出にしろるそれらの支出の大きさからも了解されるようにいまや主要な問題点を形成しつつある。それは「労働および社会的なものの優勢」状況である。

②第二次大戦後のドイツ経済の理念「社会的市場経済」という語に付加された「社会的」なる形容詞には、元来一義的な規定がなされていなかったがゆえに、論者によってさまざまな意味が付与されるような余地を残すことになってしまった。この語の唱導者であったルドヴィヒ・エアハルト Ludwig Erhard は、これをカ  
ルテルの法的禁止がその概念の中心をなす経済秩序ほどの意味で用い、単なる「市場経済」と「社会的市場  
経済」の相違についてはほとんど何も論じていなかったのである。それに対し、アルフレート・ミュラー—  
アルマク Alfred Müller-Armack は「社会的市場経済」を、「市場経済」とは一線を画するものとして、また  
アレクサンダー・リューストウ Alexander Rustow は「社会的市場経済」をドイツの「第三の道」への可能性

をひめた経済社会秩序として把握した。こうした例からも推し量れるように「社会的市場経済」はあらゆる政策の可能性に余地を残すものであり続け、「社会的」なる形容詞はまさしく「市場経済の空隙」を提供してきた。

さらには、

③もともとエアハルトの関心は稀少資源の効率的投入によって所得の増大を目指すという点にあったのである。したがってエアハルトがイメージしていた「社会的市場経済」には労働や社会領域の理論（すなわち社会政策の理論）はなかったのである。しかるに労働―社会領域の問題は、エアハルトが抱いたような関心を「めったに気にかけることのないような一派」（『社会政策関連の実務・行政家、社会政策学者』）に委ねられてきた。

したがって、

④労働―社会領域における経済的理論の寄与について、社会政策学とは別の見地に立った検討をする必要がある。「いまや喫緊に必要とされるのは、労働―社会領域に関する経済的理論である。」実践的社会政策、社会政策学に特有の、歴史的に表出した好ましからざる状況は国家介入をつうじてのみ緩和される、といった発想に対しては、かかる発想こそが見直されるべきであり、またかつての社会政策概念の呪縛から労働―社会領域に関する理論は解放されるべきである。<sup>(8)</sup>

こうした把握は、社会的市場経済と社会政策に対するかなり特殊な理解であったのかもしれない。<sup>(9)</sup>しかしそれとは別に、社会政策や社会政策学に対する一種の挑戦とでもいべき姿勢を明確に示しており、ある意味でポ

現代ドイツ社会政策論批判の一類型 (二)

レミークな問題を提示したという点でそれなりの意義を有していたといつてよいであろう。つまり、とりわけ上記③および④の批判は、これまでに見えてきたような批判観点を一歩踏み出して、既存の社会政策論および社会政策学者そのものまでも、あたかも用済み、あるいは不要であるかのように述べた内容であつて、ここにいたつて実践面での社会政策を批判する立場からさらに学としての社会政策を批判するという局面の拡がりをみせたという点がそれである。

エンゲルス、シュテュツェルをもふくめた「クライス」が提起した社会政策批判は、グートヴスキ報告とグートヴスキメルクライン論文によつて社会政策学批判にまでいたり、ランペルトらが反批判を展開する契機となつた。そこでつぎに、これらの社会政策(論)批判に対してランペルトらがおこなつた反批判をとりあげ、そこに含まれていた問題を、今後の研究展望と関わらせてとりだしておくことにしたい。

- (一) グートヴスキは一九三〇年、ニュルンベルク生まれ。五七年マインツ大学にて学位取得後、六七年教授資格論文を提出、六七―七〇年ギーセン大学教授、七〇―七八年フランクフルト大学教授をへて、七八年よりハンブルク大学教授、および、ハンブルクHWWA経済研究所所長。七〇年から七八年まで「五賢人委員会」のメンバーとして、また七〇年からは連邦経済省の学術審議会委員として活動した。さらに彼は、七八年からその死にいたるまで、『ハンブルク経済―社会政策年報』の編集にたずさわつていた。八七年死亡。なお、本稿第一節(二)注(3)、も併せて参照。

- (2) Armin Gutowski: Arbeit und Soziales in einer marktwirtschaftlichen Ordnungspolitik. Referat und Diskussion zur FIW-Mitgliederversammlung 1985 (FIW-Schriftenreihe, Heft 115), Köln u. a. 1985.

- (3) A. Gutowski u. Renate Merklein, Arbeit und Soziales im Rahmen einer marktwirtschaftlichen Ordnung, in: Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik, 30. Jahr, 1985, S. 49-67.
- (4) Ebenda, S. 49-52.
- (5) Ebenda, S. 52-56.
- (6) Ebenda, S. 56-65.
- (7) ここであげられたのは、労働領域および社会保障領域に政府等の公的機関が介入して、そこにはりめぐらされた法的諸規制やそれにもとづいておこなわれる政策一般の実態、さらにはそこから生ずる諸問題であった。具体的には、強力な労働組合を背景とした労使間の協約および協約締結にいたる手続きの法的保障、解雇保護法や経営組織法で規定された社会計画 Sozialplan (経営組織法第一一二条にもとづく) とそれがもたらす追加的コスト (= 失業の長期化)、あるいは公的年金保険、疾病保険、失業保険の法的諸規制とその負担問題 (とくに企業の負担問題)、さらには老齢年金支給水準が世代ごとでかなりの相違があること (現時点では、抛出に比してそれ以上の水準の老齢年金が支給されている) や将来的な年金財政逼迫問題などがそれである。これらは「労働 - 社会法 Arbeits- und Sozialrecht の氾濫」として述べられた (vgl. ebenda)。
- (8) Vgl. ebenda, S. 49-52.
- (9) とくに第二、三点としてまとめた社会的市場経済と社会政策との関連についてはそれがいえるようである。事実、グートヴスキが報告した研究会において、ひとりの参加者 (Hartmut Pick: ルードヴィヒ・エアハルト財団) がつぎのような質問を発している。「わたしがとりわけ面白いと思ったのは、あなたがご報告をルードヴィヒ・エアハルトから始められたことです。しかしあなたの把握で驚かされたのは、カルテル禁止法から抜けられてゆくような自由な市場をエアハルトは本来的に望んでいたのだ、という点です。わたしはいくぶん異なった見方をしています

## 現代ドイツ社会政策論批判の一類型 (二)

す。つまりこうです。エアハルトは経済政策とゲゼルシャフトspolitikとの間の関係については論じていた。ゲゼルシャフトspolitikはきちんとした調整を配慮するものである。経済政策のなかにゲゼルシャフトspolitikが埋め込まれれば、市場が産出するものの主観的、客観的公正をめぐる問題が生じる。エアハルトにとって重要であったのは、客観的公正を配慮するような市場は、主観的公正をも確実にするようなある装置によって補完されるということであった。この装置とはだいたいにおいて労働組合などの諸団体や諸組織を指しています。これに対してミュラー・アルマクの構想はまったく異なっています。彼の考えは、市場経済を積極的な国家社会政策によって補完しうる、というものでした。わたしがあなたを正しく理解したとすれば、あなたのお考えは、かかる社会政策 *Sozialpolitik* を再度舞台裏に引っ込ませ、経済政策のなかにゲゼルシャフトspolitik をさらに統合させる、という方向に向かっているものですが、どうでしょうか。(A. Gutowski, a. a. O., S. 34.)

しかし、グートヴスキもまたかかる意見に対しては、エアハルトの発想は「最良の経済政策が最良の社会政策である」と述べたヴァルター・オイケン *Walter Eucken* の系譜に位置づけられるのであり、社会政策的諸施策(とくに社会保障による所得再分配)が市場経済システムを掘り崩すようなことがあってはならないと強調することで、市場原理主義とでもいべき彼の社会的市場経済への立場を再確認している (ebenda, S. 38.)。

また、——ここで問題にされたミュラー・アルマクやリュストウによって著されたものは別にして——社会的市場経済についての一般的な概説書の類を見ても、グートヴスキが報告中で論じたような、社会的市場経済には社会政策的な視点がなかったなどという見解はかなり特殊な位置をしめているように思われる。この点については、以下の文献を比較 参照。Thomas Lange, *Sozialpolitik*, in: Dieter Grosser, T. Lange, Andreas Müller-Armack u. Beate Neuss, *Soziale Marktwirtschaft. Geschichte-Konzept-Leistung*, Stuttgart u. a. 1988, insb. S. 137-142.; H. Jörg Thieme, *Soziale Marktwirtschaft. Ordnungskonzeption und wirtschaftspolitische Gestaltung*, München



1991, S. 9-11, 21-23, 35-37. これらの文献において、社会的市場経済論における社会政策論については、ミュラー・アルマクの議論から説き起こしている点で、質問者であるピックの認識と同じであるといえる。

#### 四 展望——ランペルトの反批判によせて——

##### (一) ランペルトの反批判

「クライス」を中心とした社会政策への批判と社会政策学への挑戦とでもいうべき状況に対して、激しい調子で論難を加え、学をも含んだ社会政策の擁護に立ち上がったのは冒頭で紹介したランペルトその人であった。とりわけそれが鮮明に表明されたのは、前節で紹介したグートヴスキ・メルクラインの議論に対する反批判を展開する形で、八七年に『ハンブルク経済—社会政策年報』にボサートとの連名で掲載された「論文である」(1)「社会的市場経済——理論的に不十分にしか基礎づけられていない秩序政策の概念か」という論題の本論文は、前に見たようなグートヴスキ・メルクラインの社会的市場経済把握がいかに特殊であり、しかも彼らの社会政策理解がその特殊的把握にもとづいたものであるがゆえに、ランペルトら社会政策研究者との間に社会政策(学)理解をめぐっていかに距離があるか、という点を明らかにしようとしたものであった。以下、この論文の内容をその反批判を中心にまとめておこう。

ランペルト・ボサートは、グートヴスキ・メルクラインの「ヴィッセンシャフトリヒな言説」を「間主観的に検討することをおして、客観的な認識を獲得するプロセスに寄与する」こととともに、経済理論家やかかる理論に依拠する経済政策家と社会政策研究者との間での「ヴィッセンシャフトリヒなコミュニケーションを改善す

る」ことを本論文の表向きのねらいとしている。<sup>(2)</sup>しかし実際のところは、経済学者による社会政策理解の狭隘さを浮かびあがらせることによって、社会政策を多面的に把握する可能性と社会政策学的方法的独自性の存在とを示唆するという手法を選択したように思われる。そうした意味で本論文は、社会政策学者による反社会政策(学)論者への反撃、そしてランペルト自身の社会政策論再構成への第一歩を踏み出したものとしての位置をしめていたといつてよいかもしれない。

本論文でランペルト＝ボサートは、グートヴスキ＝メルクライン論文に対して、つぎの諸点に関しては異論を惹起せざるをえないという。すなわち、

- ① 社会政策の効果と展開、
- ② 社会的市場経済の理念<sup>(3)</sup>、
- ③ 社会政策にたずさわる研究者、
- ④ 学としての社会政策、

をめぐってのグートヴスキ＝メルクラインの議論がそれである。ここで、①―④それぞれの点についてランペルト＝ボサートの見解をまとめておこう。

① 社会政策の効果と展開について ―― グートヴスキ＝メルクラインはすでに見たように、ヴァイマル期以来の国家予算にせまる社会政策関連費用の増大化傾向と関連して、それが政治の重要課題となっている状況を「社会的なるものの優勢な状況<sup>(4)</sup>」という用語であらわし、「本来の政治的課題に属していない」領域が政治的に前面におしだされている状況に批判的な立場をとっていた。それに対しランペルト＝ボサートは、社会政策的諸規

制は経済的発展とそこから生ずる社会的変化のなかで要請されてきたものであるという歴史性と、政治的行為が経済領域におよぼす影響の測定の困難さとをあげることによって、かかるひとつの用語をもってある状況を示すことの無謀さを指摘する。<sup>(5)</sup>

② 社会的市場経済の理念について —— 社会的市場経済論者に対するグートヴスキ・メルクラインの批判としての社会的市場経済欠陥論、とりわけ「社会的」という形容詞が意味するところの不明確性——それは道徳的な性質のものを経済理論に持ち込んだという彼らの把握から引き出されている——の指摘に対して、ランペルト・ポサートが検討したことは、エアハルト、オイケン、リュストウ、ミュラー・アルマク、ヴィルヘルム・ロエプケ Wilhelm Röpké といった代表的社会的市場経済論者それぞれがいただいた社会的市場経済の理念を整理し、<sup>(6)</sup> それと社会政策との関連を位置づけることであった。ランペルト・ポサートからすれば、グートヴスキ・メルクラインの議論は、社会的市場経済論者が個々に有する理念を無視した議論であった。社会的市場経済論には、ヒューマニティー、人間らしさ、人格の自由な展開、人間の尊重といった理念のもとで、社会的公正や社会的保障という社会国家原理を個人的・経済的な自由権と結びつけるという目標が措定されていた点をランペルト・ポサートが強調したのも、<sup>(7)</sup> 社会的市場経済は政策論の範疇で把握されるべきものであると彼らが考えていたからであり、また社会的市場経済が社会政策的実践をもふくみこんだ制度体系であったことを彼らなりに確認するためであったととらえることができよう。

③ 社会政策にたずさわる研究者について —— グートヴスキ・メルクラインが社会政策学に向けた批判の第一は、社会政策の理論不在と市場経済を考慮するような社会政策研究者の不在、という二点であった。しかしこ

れに対してランペルト・ポサートは、前者の点についてはオット・フォン・ツヴィーディネクズエーデンホルスト Otto von Zwieneck-Sudenhorst、ヘルンスト・アッペ Ernst Abbe、エードゥアルト・ハイマン Eduard Heimmann、コエッツ・ブリーフス Götz Briefs、ベルンハルト・プフィスター Bernhard Pfister といった名を、また後者の点については、ハイマン、ルードヴィヒ・プレラー Ludwig Preller、エーリヒ・プライザー Erich Preiser、シュライバーなどといった、社会政策学に対して多大な貢献をしたこれらの名をあげることにより、グートヴスキ・メルクラインがいかに社会政策論への無知を告白したものであるかを浮かび上がらせた。また、労働者保護政策、労働市場政策、社会保険政策、経営組織政策、財形政策、等々の個々の政策理論は社会的市場経済の枠内で展開されてきた点、社会政策の目的論的接近、手段的接近、史的展開への接近、批判的検討といった戦後の社会政策論の多様性からしても、グートヴスキ・メルクラインのような指摘は妥当性を欠いている、とランペルト・ポサートは反論する。<sup>(8)</sup>グートヴスキ・メルクラインの視角には②のような政策的発想の欠落が露呈されたことに加えて、そこにおける社会政策学への視野の狭窄性もがランペルト・ポサートによって指摘されることになったのであった。

④学としての社会政策について —— 社会政策学に関するグートヴスキ・メルクラインの第二の議論は、社会政策の理論としては「労働と社会的なるものの経済理論」すなわち「市場に適合的な社会的なるものの理論」こそが必要とされると唱えたことであった。これに対してランペルト・ポサートは、かかる議論を、「経済学への社会政策の再統合」として、あるいは「市場経済的原理を社会的原理よりも優位におく」、「社会的なるものが経済的なものの下位におかれる」議論として位置づける。しかし、社会的な目的を有する社会政策がある特定の状況の

もとで市場経済に順応しないような制度をつくりだす可能性があるということは排除されえないのであり、労使の協約自治、共同決定制度、最低生活保障などはその端的な例である、とランペルト・ボサートはいう。他方、ランペルト・ボサートは、社会政策の基本目標の内容が政策過程のなかで決定されるということに重きをおくという立場をとっていたから、政策意思形成過程および政策決定過程においてなされる価値判断の問題も政策論を構成するにあたっては、射程に収められねばならないであろう。これはグートヴスキ・メルクラインの問題認識よりもはるかに幅広いといつてよい。こうした点は、価値理念ともからんで認識論の根底的レヴェルにまで遡及されるべきものであろうが、ランペルト・ボサートはここでは言及していない。ただ、少なくともここで確認されるのは、やはり③と同様、グートヴスキ・メルクラインの認識に政策的発想が欠落していることと、彼らの社会政策学への視野の狭さなのであった。

前節でとりあげたグートヴスキの報告、そしてそれをもとにしたグートヴスキ・メルクライン論文は、社会的市場経済経済論の中にある「社会的」概念の多様性と不明確性とを剔抉することにより、結果的に社会政策的実践とその理論化をめざす社会政策学とを批判するという構成をとっていた。そこにおいては、現代の社会政策研究者について具体的に名指して批判した箇所はほとんどなかった。つまりグートヴスキらの批判は、当時の西ドイツ社会政策と社会政策学全般に向けてなされた批判であった。これに対して、ランペルトらの反批判の論文の調子から窺われることは、本論文がグートヴスキ・メルクラインの議論に妥協する余地がほとんどないということである。こうした反批判を展開した、またせねばならなかった事情については表面に出ない何かがあったのか

現代ドイツ社会政策論批判の一類型 (一)

もしれない。しかしここに強く顯れたのは、外在的な挑戦的批判からドイツ社会政策学を護ろうとする強固で一貫した姿勢ではなかったらうか。ところが、シュテュツェルもグートヴスキも八七年にあいついて世界してしまふ。二人がランペルト＝ボサートの論文を目にしたかどうかさだかではないが、二人の死によってランペルトらとの論争は始まったばかりのところ、終止符をうたねばならなかったことは確かなようである。

- (1) H. Lampert u. A. Bossert, Die Soziale Marktwirtschaft - eine theoretisch unzulänglich fundierte ordnungspolitische Konzeption? in: Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik, 32. Jahr, 1987, S. 109-130.

- (2) Ebenda, S. 109.

- (3) こゝでの「理念」の原語は „Leitbild“。かゝつて „Leitbild“ に関するテーマについてまとめられた社会政策学会叢書に寄せたランペルトの論文によれば、Leitbildとは「政策が中・長期的に指向するところの、原理的な理念の体系、中心的規範の体系」と規定をねづいて (H. Lampert, Leitbild und Zielsystem der Sozialpolitik im „entwickelten gesellschaftlichen System des Sozialismus“ in der DDR, in: Horst Sanmann (Hrsg.), Leitbilder und Zielsysteme der Sozialpolitik (Schriften des Vereins für Socialpolitik, N. F., Bd. 72), Berlin 1973, S. 101.)。かかる政策も実践において問題になるのは、その政策の目的と手段の体系であらうが、Leitbildはある政策目的へと向かっている行為者(政策の担い手)がいだく理念とでもいうべきものであり、したがってそれは必然的に彼の価値観にかかわつてこざるをえないものであらう。ここでは社会的市場経済というある体系を導き出す背後にある理念という意味にとらえている。なお、この用語をランペルトのように理念や規範と規定するものとして、本社会政策学会叢書に収録された他の論文を参照。

- (4) ランペルト＝ボサートは「グーテヴァスキ＝メルクラインが「社会領域」「社会的なるものの理論」と称したものを、それぞれ「社会政策」「社会政策の理論」と規定しなすことにより、議論を同じ土俵にのせている (H. Lampert u. A. Bossert, a. a. O., S. 110.)。
- (5) Ebenda, S. 110f. 参考 vgl. A. Gutowski u. R. Merklein, a. a. O., S. 49.
- (6) H. Lampert u. A. Bossert, a. a. O., S. 111-115. なおこの頃ドイツは「あのランペルトの文献も併せて参照」。
- H. Lampert, Die Soziale Marktwirtschaft in der Bundesrepublik Deutschland. Ursprung, Konzeption, Entwicklung und Probleme, in: Aus Politik und Zeitgeschichte. Beilage zur Wochenzeitung Das Parlament, B 17/88, 22. April 1988, insb. S. 4-6.; ders., Die Wirtschafts- und Sozialordnung der Bundesrepublik Deutschland, 11. Aufl., S. 82-91.
- (7) H. Lampert u. A. Bossert, a. a. O., S. 115.
- (8) Ebenda, S. 115-120.
- (9) Ebenda, S. 120-122.

(二) 展望

以上において、本稿で課題設定した「社会政策学の布置状況」の一端が明らかにされるとともに、かかる状況にしめるランペルトのおおよその位置も確認することができたのではなからうか。すなわち、七〇年代半ば以降、「クライス」を中心とするいわゆる「ウルトラ・リベラル」な潮流は、制度体系としての社会政策——いわゆる実践としての社会政策——の再検討を要請するとともに、さらに学としての社会政策の見直しをも要請するに

いたった。こうしたいわば社会政策制限論、ないし社会政策学無用論（＝経済政策としての社会政策の位置づけ）の噴出状態が一方で顕著になるとともに、他方でかかる状況への危機意識が顕在化し、現経済体制下における実践としての社会政策擁護論者として、また（経済学とは別個の）固有の原理を有する学としての社会政策の擁護論者としてのランペルトの登場、という構図がそれである。本稿冒頭のようなランペルトの問題提起については、そこにいたるまでの社会政策・社会政策学をめぐる以上のような議論展開を把握してはじめて彼の言説が理解されるのであり、私は、ここにおいてランペルトの社会政策論それ自体を考察する出発点によりやくたどっていくことができたように思う。

ところでここまでに見た議論において、ランペルトらは社会政策理論の固有性や独自性についてはあくまでも示唆にとどまっておき、それらを具体的に展開しているわけではなかった。そこで以下では、この「示唆」が具体的に展開されるためにはいかなる点がこれから明らかにされねばならないかという点について、経済学サイドから投げかけられた社会政策をめぐる議論の限界をさぐるなかから考え、今後の研究の展望として提示しておきたい。

ランペルト＝ボサートが浮かびあがらせた社会政策・社会政策学批判派の有する問題点は第一に、彼らの機能中心的な政策理解である。すでに見たように、エンゲルスを代表とする「クライス」の社会政策議論の出発点は、社会保険や社会扶助を代表とする社会保障制度体系の機能不全を、とりわけ「カネ」すなわち「経済化」の側面と「官僚制化」の側面から批判したものであった。しかし、かかる側面のみを強調することからただちに社会政策と社会政策学そのものの無効性や無用性を引き出すような議論は、とりもなおさず経済政策による社会政



策把握の視野狭索性を告白していることになる。おそらくかかる問題を論ずるにあたっては、社会政策が経済政策といかなる点で共通の土俵で論じられうるか、あるいは論じられえないかという問題に逢着せざるをえないであろう。ドイツ社会政策学史を繙いてみれば、この問題が古くて新しい問題であるということは、一九二九年にマンハイムで開催された社会改良協会 Gesellschaft für Soziale Reform 総会のテーマのひとつとして「社会政策の経済的価値」がとりあげられていたこと<sup>(1)</sup>や、三〇年の社会政策学会ケーニヒスベルク大会において、アードルフ・ヴェーバー Adolf Weber とハイマンとの間で経済政策的観点から社会政策の限界をめぐる論戦が交わされたこと<sup>(2)</sup>、などから了解されるであろう。実際にグートヴスキリメルクラインが、かの共同論文においてA・ヴェーバーの立場を自分たちの議論とを重ねあわせていたことは注目<sup>(3)</sup>に値する。したがってランペルトが社会政策学の独自性を主張するためには、いわゆる「社会政策の経済理論」とでもいべき観点に対する問題のありかを提示し、かつその観点の限界を示さねばならないであろう<sup>(4)</sup>。この限界を見きわめたいうではじめて自己の社会政策への問題構成がなされることになるのであり、その政策論的問題構成の提示が、かの八八年報告だったので<sup>(5)</sup>はなかったか。

第二に、かかる問題は、上のような議論の枠組みの問題を超えて、はたして社会政策はある特定のヴィッセンシャフトリヒな見地から論じられうるのか、そうであるとすればそれはどんな見地か、あるいはそうでないかすれば社会政策学独自の認識とはいかなる点で可能か、というこれもマックス・ヴェーバー以来の古典的で、しかも現在にいたるまでドイツ社会政策学の領域では議論されてきている問題<sup>(6)</sup>にまで遡って考えることをわれわれに要求するのではなからうか。これは、政策範疇にしめる目的とその背後にある価値、すなわちランペルトらのい

うところの社会政策の目標および理念の関連を把握する問題と切り離さないであろう。少なくとも「クライス」的認識における社会政策把握は、その目標については等閑に付されたままで単に手段の体系としての観点からのみ、つまり一種の技術論として把握されており、またその観点から社会政策・社会政策学が批判されていたにすぎなかったから、社会政策の理念・目的・原理まで論及されていないのである。すでに見たように、エンゲルスはこうした問題を、パレート最適を導入することで回避しようと考えていたけれども、ランペルトはこうした類の問題をどのようにとらえようとしていたのであろうか。この問題を考えることは、ランペルトによる社会政策そのものの規範的な規定の仕方とも結びついて、その後景に退いているであろう彼の社会政策理念や思想的問題をさぐりだすことにつながることもなるように思われる。

第三は第一に付随する問題である。「クライス」の議論には、彼らの政策に対する歴史認識のまったくといってよいほどの欠落が認められることについてはすでにふれた。とくにランペルトは、社会的市場経済に関する歴史的素描をおこない、社会的市場経済論の史的展開を考察することで、グートヴスキ・メルクライン論文の社会的市場経済に対する非歴史的・非思想的理解の結果的に浮かびあがらせるような論文をのちに発表するにいたり、<sup>(8)</sup>そこでランペルト・ボサート論文では十分議論できなかった歴史的観点を補充している。また彼の社会政策の教科書の著作には、——教科書という役割を勘案すれば当然ながら——かなりの部分が政策史にあてられている。しかし、たとえ教科書といえども、その際問題になるのは、歴史再構成の視点である。歴史再構成が彼の社会政策の認識の射程を表出するものである以上、その歴史構成のあり方をさぐり出すことは彼の社会政策的問題構成のたてかたを考察する重要な手がかりとなるものでもあろう。<sup>(9)</sup>

以上、ランベルトのいわば問題構成のあり方を根本の部分から再構成することに今後の考察が向けられるとにも、さらに第四に、社会政策研究者がみずからよって立つ基盤を再検討することをおして社会政策学を再び見直す気運がいまやドイツにおいて広がっているような状況にも慎重に目を配らねばならない。たとえば「社会政策の経済理論」に対抗する、ランベルトとはまた別の、近年目だった動きを示している社会学的な立場に立った社会政策論の潮流などは今後の考察対象のひとつとしてあげられてよいかもしれない。<sup>(10)</sup> 本稿でとりあげたドイツ社会政策論をめぐる論争も、そうした気運を醸成する重要な契機の一部をしめているであろうことは間違いないといつてよい。ランベルトの社会政策論も、これらの多面的な議論のなかでの的確な位置づけがあたえられてはじめて評価がくだされるべきものでなければならぬように思われる。

- (一) 総会の記録など、Gesellschaft für Soziale Reform (Hrsg.), Die Reform des Schlichtungswesens / Der wirtschaftliche Wert der Sozialpolitik. Bericht über die Verhandlungen des XI. Generalversammlungs der Gesellschaft für Soziale Reform in Mannheim am 24. u. 25. Oktober 1929 (Schriften der Gesellschaft für Soziale Reform, Heft 83), Jena 1930, insb. S. 144-238. これは社会改良協会の叢書として出版されたが、やむにひきまわつて同協会叢書の一冊として出版されたもの。Dies. (Hrsg.), Der wirtschaftliche Wert der Sozialpolitik. Sammel-schriften der Gesellschaft für Soziale Reform, Heft 84/85, Jena 1931.

- (二) Verhandlungen des Vereins für Sozialpolitik in Königsberg 1930. Grundlagen und Grenzen der Sozialpolitik / Deutsche Agrarot / Städtische Wohn- und Siedelwirtschaft. Auf Grund der stenographischen Niederschrift (Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 182), München u. Leipzig 1931, S. 3-83. なおこの点については、大河内一男『独逸社会政策思想史 下巻(大河内一男著作集 第二巻)』青林書院新社、一九六九年、第五章「第一次

現代ドイツ社会政策論批判の一類型 (二)

大戦後における社会政策の変転——社会政策における『危機』と『限界』——」、ならびに、服部英太郎『ドイツ社会政策論史(上)(服部英太郎著作集 一)』、未来社、一九六七年、第一編「ドイツ社会民主主義社会政策論の崩壊過程」第二章第一節、および第二編「ドイツ社会政策論における全体主義的構想の生成過程」第二章第二節、も併せて参照。

(3) A. Gutowski u. R. Merklein, a. a. O., S. 66, Anm. 10.

(4) ランペルトがこの「社会政策の経済理論」問題についてすでに検討を加え、八七年の共同論文発表時点でその問題に何らかの決着をつけ、それを完成原稿化していたことは、本論文の注記から推し量られる(H. Lampert u. A. Bossert, a. a. O., S. 129, Anm. 97)が、それが印刷公表されたのはようやく九二年のこの論文集においてである。H. Lampert, Leistungen und Grenzen der ökonomischen Theorie der Sozialpolitik, in: Philipp Herder-Dornreich, Jürgen Zerche u. Werner Wilhelm Engelhardt (Hrsg.), Sozialpolitiklehre als Prozess, Baden-Baden 1992, S. 115-130.

(5) 本報告およびその関連内容については、内在的な検討を課題とした別稿を予定している。

(6) この点、ランペルトの門下で、現在マックスサウ大学教授であるゲルハルト・クライン・ヘンツによる社会政策の認識論にかかわるこの文献を参照。Gerhard Kleinhenz, Probleme wissenschaftlicher Beschäftigung mit der Sozialpolitik. Dogmengeschichtlicher Überblick und Entwurf eines Wissenschaftsprogrammes für die Theorie der Sozialpolitik, Berlin 1970.; ders., Zur Konzeption einer „politischen Ökonomie“ auf der Grundlage des kritischen Rationalismus, Georg Lührs, Thilo Sarrazin, Frithjof Spreer u. Manfred Tietzel (Hrsg.), Kritischer Rationalismus und Sozialdemokratie II. Diskussion und Kritik, Berlin u. a. 1976, S. 173-200.

(7) Vgl. F. Schulz-Nieswandt, a. a. O., S. 244. なおこのドミンゲス・マシーニースヴァントは、ランペルトの社会政策論を

として「新規範主義的 neo-normativ」と称しているが、こうした位置づけをあたってはケインズ社会政策論の規範論的系譜の検討が前提として当然要請される。

- (8) H. Lampert, Die Soziale Marktwirtschaft in der Bundesrepublik Deutschland. Ursprung, Konzeption, Entwicklung und Probleme. (本誌(1)注(9)‘参照’)
- (9) この通りあげることにはもちろんが、歴史学の分野からリヒャルト社会政策史における史的構成について、所論の随所でゆだねることを参照。Hans Pohl, Einführung, in: ders. (Hrsg.), Staatliche, städtische, betriebliche und kirchliche Sozialpolitik vom Mittelalter bis zur Gegenwart. Referate der 13. Arbeitsstagung der Gesellschaft für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte vom 28. März bis 1. April 1989 in Heidelberg, Stuttgart 1991, S. 7-43.
- (10) Vgl. Georg Vobruba, Die Entwicklung des Verhältnisses von Ökonomie und Sozialpolitik. Normen, Interessen und Theorien als Entwicklungsfaktoren, in: ders. (Hrsg.), Der wirtschaftliche Wert der Sozialpolitik (Sozialpolitische Schriften, Heft 60), Berlin 1989, S. 219-238.; ders., Lohnarbeitszentrierte Sozialpolitik in der Krise der Lohnarbeit, in: ders. (Hrsg.), Strukturwandel der Sozialpolitik, Frankfurt am Main 1990, S. 11-80.; ders., Jenseits der sozialen Fragen, Frankfurt am Main 1991.

本稿は平成六年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。